

秋田県低入札価格調査取扱実施要領

(平成9年8月8日監一1397)

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

(2) 工事等の性格上前号の規定により難しいものについては、(1)の算定方法にかかわらず適宜の割合とする。

(3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準の例による。

2 要綱第2条に規定する調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書（様式第1号）を作成するものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第3条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であつた場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して落札決定を保留する旨を告知し入札を終了する。

2 要綱第3条第2項に規定する失格判断基準調査を実施する工事においては、入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の入札価格及び各入札者から入札時に提出された見積内訳明細書に基づき、最低価格入札者による入札が別表に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。

3 前項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあつては、要綱第3条第2項に規定する詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあつて、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

5 前2項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、失格判断基準調査を実施しない工事において、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるときは、工事費内訳書及び下請負の予定に関する事項を除き、調査すべき事項の全部又は一部を省略することができるものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 工事費内訳書

設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定

されていること、安全対策が十分であること等。

(3) 手持工事の状況

技術者が適正に配置されることが見込まれること。

(4) 手持資材の状況及び資材購入の予定

必要な資材が確保されることが見込まれること。

(5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定

必要な機械が確保されることが見込まれること。

(6) 労務者の供給見通し

労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。

(7) 下請負の予定者及び金額

下請価格が適正でありしわ寄せが生じるおそれがないこと。

(8) 建設副産物の搬出予定

建設副産物の搬出計画が適切であること。

(9) 予定工程表

適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(10) 過去に施工した公共工事の状況

過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(11) 経営状況

経営状況に問題がないこと。

(12) 信用状態

建設業法違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(13) その他特に必要と認められる事項

6 入札執行者は、第4項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査を行うことができるものとする。

7 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

8 入札執行者は、詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書（様式第2号）により資料提出を求めるものとする。

9 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式第3号）を作成するものとする。

（調査結果の報告）

第4条 要綱第4条の規定による調査結果の報告は、低入札価格調査表その他必要な資料を添えて、次に掲げる入札の区分により、該当する審査委員会に対して行うものとする。

(1) 一般競争入札の場合 関係部（局）入札審査会

(2) 条件付き一般競争入札又は指名競争入札において、入札参加資格の設定又は指名業者の選定の審議（以下「資格設定等」という。）を入札審査委員会、部（局）入札審査会又は課（室）入札審査会が行っている場合 関係部（局）入札審査会

(3) 条件付き一般競争入札又は指名競争入札において、資格設定等を地方入札審査委員会又は地方入札審査会が行っている場合 関係地方入札審査委員会

（関係者への通知等）

第5条 入札執行者は、第3条第2項に規定する調査を実施した結果、落札者を決定した場合は様式第6号により入札参加者全員に通知するものとする。

2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、最低価格入札者の入

札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式4号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式6号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

- 3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、次順位者を落札者として決定したときは、様式5号により最低価格入札者に対して落札者としないうこととした旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対して次順位者が落札者になった旨を通知するものとする。
- 4 入札執行者は、前3項による通知を行ったときは、速やかに低入札価格調査の結果の概要について、様式第7号により建設政策課長に報告するものとする。

(工事コスト調査)

第6条 要綱第7条の2に規定する工事コスト調査を実施する基準となる価格は、設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

- 2 工事コスト調査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(失格判断基準調査を実施しない工事)

第7条 要綱第10条に規定する失格判断基準調査を実施することが適当でないと認められる工事は、原則として総合評価落札方式を適用する工事のうち性能等に関する技術提案を求めるもの（秋田県総合評価落札方式運用の手引きにおける技術提案型総合評価落札方式を適用する工事）とする。

附 則

この要領は、平成9年8月8日から施行する

附 則（平成18年2月28日建管－2346 一部改正）

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年5月10日建管－728 一部改正）

この要領は、平成18年5月10日から施行する。

附 則（平成18年9月29日建管－1307 一部改正）

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日建管－2423 一部改正）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日建管－1394 一部改正）

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日建管－1604 一部改正）

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日建管－882 一部改正）

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年10月29日建管－1708 一部改正）

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成23年9月21日建管－1282 一部改正）

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日建管－2349 一部改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月27日建政－438 一部改正）

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日建政－2017 一部改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日建政－2050 一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日建政－1732 一部改正）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月29日建政－1254 一部改正）

改正後の規定は、平成30年2月5日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。

別表（第3条関係）

失格判断基準（失格判断基準価格）

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

- (1) 入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5（ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者の数に応じ10分の9.5から1の範囲内で当該係数が変動する。）を乗じて得た額を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあつては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあつては、調査基準価格に相当する額とするものとする。
- (2) 見積内訳明細書（再度の入札にあつては1回目の入札時に提出された見積内訳明細書。以下同じ。）上の純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額。以下同じ。）に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っていること。
なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（(3)に該当する場合を除く。）は、両者の比率により見積内訳明細書上の純工事費を補正した金額を見積内訳明細書上の純工事費とみなすものとする。
- (3) 提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。

(様式第 1 号)

工事番号	
------	--

予 定 価 格 調 書

予 定 価 格 (税込) ￥

入札比較価格(税抜) ￥

予 定 価 格 に 対 す る
調 査 基 準 価 格 (税 込) ¥

入札比較価格に対する 調査基準価格（税抜）	
--------------------------	--

ただし、 の予定価格

年 月 日

工事価格（税抜）	
----------	--

職 氏 名

印

(様式第 2 号)

—
年 月 日

様

入札執行者 ○ ○ ○ ○ ㊟

○○○○○○○○○○工事の入札における
低入札価格調査について

標記について、下記のとおり資料を提出してください。

なお、提出期限は 年 月 日までとします。

記

1. 入札価格の理由及び入札価格の見積内訳明細書
2. 手持工事の状況
3. 手持資材の状況及び資材購入の予定（購入先及び購入先と貴社の関係）
4. 手持機械の状況及び機械リース等の予定
5. 労務者の具体的供給見通し
6. 第 1 次下請契約の予定者及び予定金額
7. 建設副産物の搬出計画
8. 予定工程表
9. 過去 3 年以内に施工した公共工事の工事名、発注者及び工事成績
10. 経営内容（過去 2 年の決算報告及び取扱金融機関名）

(様式第3号)

低 入 札 価 格 調 査 表

入札執行課(所)	部	課(所)	調査担当責任者職氏名	
工 事 名			工事場所	
調 査 対 象 者 名				
1. 入札価格 (税抜)	千円 (対入札比較価格 %)			
2. 調査基準価格等	調 査 基 準 価 格	千円 (対入札比較価格 %)		
(税抜)	入 札 比 較 価 格	千円		
3. 工 事 概 要				
4. 調 査 事 項	調 査 結 果 の 概 要			
(1) 当該価格で入札した理由				
(2) 工事費内訳書				
(3) 手持工事の状況				
(4) 手持資材の状況及び資材購入の予定				
(5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定				
(6) 労務者の供給見通し				
(7) 下請負の予定者及び金額				
(8) 建設副産物の搬出予定				
(9) 予定工程表				
(10) 過去に施工した公共工事の状況				
(11) 経営状況				
(12) 信用状態				
(13) その他特に必要と認められる事項				
総 合 意 見				

(注) 調査を実施しなかった事項の欄には斜線を引くこと。

(付表 1)

(第 3 条第 5 項による詳細調査を実施した場合に添付)

工 事 名			調査対象者名		
工 種	設計金額 (A)	業者見積金額 (B)	差額 (A-B)	B/A (%)	理 由

(付表 2)

(第 3 条第 2 項による失格判断基準調査を実施した場合に添付)

(いずれも税抜価格)

工 事 名	
調 査 基 準 価 格	円
失格判断基準価格(1)	円
失格判断基準価格(2)	円
①：設計上の直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×2／5	円
②：入札比較価格×8／10	円

失格判断基準価格(1)：入札価格の低い順から 10 者の平均入札価格×9.5/10(※)

※ 1 10 者未満の場合は、全員の平均入札価格とする。

2 調査対象者数に応じ 9.5/10 から 1 の範囲内で係数が変動する。

3 平均入札価格の算定に当たっては、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。

4 算定した失格判断基準価格が、調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に相当する額とする。

失格判断基準価格(2)：設計上の純工事費相当額×8/10

調査対象者名		入札価格(a)	円
見積内訳明細書から算出した純工事費相当額		(b)	円
調 査 結 果	失格判断基準(1)	・該当する (失格判断基準価格(1) > 入札価格 (a)) ・該当しない (失格判断基準価格(1) ≤ 入札価格 (a))	
	失格判断基準(2)	・該当する (失格判断基準価格(2) > 純工事費 (b)) ・該当しない (失格判断基準価格(2) ≤ 純工事費 (b))	
	失格判断基準(3)	・該当する (純工事費の算出が不能) ・該当しない	
	詳細調査省略	・該当する (① ≤ (a)) ・該当しない (① > (a)) ・該当する (② ≤ (a)) ・該当しない (② > (a))	

※ 1 失格判断基準(1)に該当する場合は、失格判断基準(2)・(3)の記入は不要。

2 失格判断基準(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、詳細調査省略の欄の記入は不要。

(様式第 4 号)

第 一 年 月 日

様

入札執行者 ○ ○ ○ ○ 印

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日○○○○入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、貴社を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 2. 工 事 場 所
- 3. 工 事 期 間

(様式第 5 号)

第 一 年 月 日

様

入札執行者 ○ ○ ○ ○ ㊞

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日○○○○入札に付した下記工事について落札の決定を保留して
おりましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを
調査した結果、貴社の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが
あると認め、落札者としないうことと決定しましたので通知します。
なお、 を落札者としたのでお知らせします。

記

- 1. 工 事 名
- 2. 工 事 場 所
- 3. 工 事 期 間

(様式第 6 号)

第 一 年 月 日

様

入札執行者 ○ ○ ○ ○ 印

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日○○○○入札に付した下記工事について落札の決定を保留しており
ましたが、 を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1. 工 事 名
- 2. 工 事 場 所
- 3. 工 事 期 間

(様式第 7 号)

—
年 月 日

建設政策課長 あて

入札執行者

低入札価格調査の実施について（報告）

次のとおり低入札価格調査を実施しましたので、報告します。

- 1 工 事 名
- 2 入 札 日 年 月 日
- 3 落 札 者
- 4 落札決定等の通知 年 月 日
- 5 調査実施者数 者
- 6 調査結果
 - (1) 調査対象者名
 - 失格判断基準 該当 ・ 非該当 ・ 適用なし
 - 契約の内容に適合した履行がなされないおそれ
あり ・ なし
 - (2) 調査対象者名
 - 失格判断基準 該当 ・ 非該当 ・ 適用なし
 - 契約の内容に適合した履行がなされないおそれ
あり ・ なし

(添付書類)

- ・ 低入札価格調査表
- ・ 入札調